

押印もしくは自署による署名を行う。

同意をする者に対し、確実な本人確認（パスポート、運転免許証等の写真の
ついてある証明書？、本人の顔がついているものによる確認等）と法的な夫婦
であることの確認（戸籍謄本？による確認等）を行うこととする。

同意する時期は？

（案）説明から同意の取得の間には、3ヶ月の熟慮期間を置くこととする。

提供した精子・卵子・胚が、1年以上の期間をあけないで使用される場合
は、最初の同意取得が有効であることとする。

しかし1年以上の期間をあけて使用される場合には、再度、提供者とその
（配偶者がいる場合はの提供者と配偶者の両者）から同意が得られる
こととする。

（要検討事項）

同じ生殖補助医療の施術が繰り返される際にも熟慮期間は3ヶ月必要か？

同意書の保存については？

（案）同意書の保存は公的管理運営機関が行い、保存期間は~~50~~80年（P）とす
る。

同意書の保存については？

（要検討事項）

提供者の同意書に関しても公的管理運営機関が保存を行うこととするか？

また、その保存期間は80年（P）とするか？

（参考：提供者に係る個人情報の保存期間）

（専門委員会報告書 p 42）

公的管理運営機関に提出された個人情報の保存期間は、提供された精子・卵子・胚によ
る生殖補助医療により生まれた子の死亡が確認されるまでとはせずに、当該生殖補助医療
により生まれた子の要請に応じて、その子に係る当該生殖補助医療に使用された精子・卵